



令和5年5月16日

中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 サクセスプランナー
業者の住所：愛知県刈谷市日高町4-201-1
- 指名停止措置期間：令和5年5月16日から令和5年8月15日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要：(株)サクセスプランナーは、令和5年3月10日開札の三河港湾事務所発注「令和5年度 車両管理業務（三河港湾事務所）」において、調査基準価格を下回る金額で入札した。同社に対して低入札価格調査依頼を行ったところ、辞退の申し出があったことによる。
- 指名停止措置理由：
(株)サクセスプランナーが低入札価格調査の段階で辞退を申し出たことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
よって、本件については指名停止3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15. 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長

吉村 健

課長補佐

竹中 良磯

電話 052-209-6316(ダイヤル)